



(条件)

- 1.がけ地の高さが概ね3m以上の自然がけ地であること。
- 2.勾配が概ね30度以上の自然がけ地であること。
- 3.がけ地からの水平距離が高さの2倍の範囲内の土地であること。（危険区域）

(対象工事)

- 1.災害防止のための整備工事であること。
- 2.がけ崩れによる土砂及び倒木の撤去等の応急的な工事であること。

(対象外)

- 1.危険家屋を有しないがけ地。
- 2.他の補助事業の対象となるがけ地。
- 3.宅地の分譲など営業として行う事業。
- 4.以前に当事業の補助を受けたもの。

(補助対象者)

- 1.加賀市に住所を有している者。
- 2.がけ地の所有者又は危険家屋の所有者。
- 3.配偶者又は1親等の親族が所有する危険家屋に自ら居住している者。
- 4.市税及び市の使用料等を滞納していない者。

(補助額)

- 1.工事に要する費用の2分の1に相当する額とし、70万円を限度とする（工事費が10万円以上）